

## 河川占用（河川法第 24 条・26 条）許可申請について

河川法第 24 条（土地の占用）、26 条（工作物の設置）の許可申請に必要な書類は次のとおりです。同法の申請にあたっては、十分に職員と打合せ（事前協議）を行ったうえで、申請書を提出してください。なお、申請に必要な添付書類は次のとおりです。

※注：河川区域内において、出水期間中（6月16日～10月15日）の工事は行わないこと。

### ○必要添付書類

No.	様式等	備考
1	許可申請書（様式第 8）甲	
2	許可申請書（様式第 8）乙の 2	26 条（工作物の設置）の場合は <u>乙の 4</u> を使用。
3	理由及び事業計画書	様式あり
4	誓約書	様式あり
5	土地の権原に関する図書 （土地の登記事項証明書、公図など）	申請者が <u>土地の所有者と異なる場合及び複数の所有者の場合には同意書が必要。</u>
6	明示指令書	<u>明示がない場合は、必ず事前相談してください。</u>
7	現況写真	<u>河川との状況、関係が確認できるもの。占用場所も記入。</u>
8	位置図	付近見取り図、住宅地図程度（申請箇所を表示）
9	実測平面図及び断面図	<u>河川の両岸もしくは片側の護岸・施設を含めて記入。</u> また河川の状況・影響関係をチェックするため、 <u>距離及び高低を記入。</u>
10	計画平面及び断面図	<u>河川の両岸もしくは片側の護岸・施設を含めて記入。</u> また河川の状況・影響関係をチェックするため、 <u>距離及び高低を記入。特に工作物の基礎又は掘削などの行為を行う範囲は詳細に記入。</u>
11	占用及び工作物設置別にその範囲の丈量図	平面図と同じ縮尺で記入。 <u>小数点以下第 3 位まで計算。第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで記入。</u>
12	雨水・汚水排水計画図	<u>河川への放流は認められません。</u> 当該市町の下水道へ流すようにしてください。また、 <u>雨水は水色、汚水は茶色</u> で排水系統図を記入。

- 継続や変更に係る場合は、前回許可書の写し、代理人申請の場合は委任状等を添付してください。
- 申請書類は 3 部（内、池田土木提出用 2 部（正副）、市町提出用 1 部）必要です。を作成してください。
- 池田土木事務所に提出前に、該当市町の下水道部等を経由（経由印）してください。
- 各図面には官民境界線（赤色）、保全区域線（緑色）を記入してください。
- 工事着手時には工事等の着手届、完了時には完了届を提出してください。

＜提出先＞

大阪府池田土木事務所 管理課  
電話：072-752-4111（内線：323）